

訪問看護ステーションいと 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人全和会が開設する訪問看護ステーションいと(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「指定訪問看護等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある利用者に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションいと
- (2) 所在地 埼玉県秩父市寺尾1404番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤職員:看護師)

事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うことと自らも事業の提供に当たる。

- (2) 看護師等

看護職員 常勤換算方法で2.5人以上

理学療法士・作業療法士等 事業所の実情に応じた適當数

指定訪問看護等の提供に当たる。看護職員(准看護師を除く)は訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成する。また、理学療法士等が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員(准看護師を除く)と理学療法士等が連携して作成する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日、及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時30分、サービス提供時間は午前9時から午後4時30分とする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護等の内容)

第6条 指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、心身の状況の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の援助
- (3) 食事及び排せつ等日常生活の援助
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 認知症患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) その他医師の指示による医療処置

(指定訪問看護等の利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときには、介護保険負担割合証の記載の割合に応じた額とする。

- 2 第8条の交通費は別表1の額を徴収する。
- 3 死後の処置料、その他利用料として、別表2の額を徴収する。
- 4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、秩父広域市町村とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 指定訪問看護等の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行う等の措置を講じる。

(苦情処理)

第10条 指定訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

- 第11条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあつては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して行った処置を記録する。
 - 3 利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報保護)

- 第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(衛生管理等)

- 第13条 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行わなければならない。
- 2 ステーションは事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。
 - 3 感染症の予備及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置する。
 - 4 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成する。
 - 5 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。

(虐待の防止)

- 第14条 ステーションは、虐待の発生または再発防止のための対応を、以下の通りとする。
- (1)「虐待防止のための対策を検討する委員会」を設置する。
 - (2)虐待防止のための指針を整備する。
 - (3)虐待防止のための従業者に対する研修を実施する。
 - (4)虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1)採用時研修 採用後6か月以内
 - (2)継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。別紙①
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人全和会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

《別表1》

交通費

医療保険で行う訪問看護

事業所より10km未満	150円＋税
事業所より10km以上15km未満	200円＋税
事業所より15km以上	500円＋税
グループホーム日の出(横瀬)	100円＋税

《別表2》

その他

死後の処置料	10,000円＋税
衛生材料等必要な場合	実費